第60回原子力委員会 資料第3-1号

(案)

番号年月

経済産業大臣 あて

原子力委員会委員長

北海道電力株式会社泊発電所の原子炉の設置変更(1号、2号及び3号原子炉施設の変更)について(答申)

平成22年3月26日付け平成21·03·09原第4号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する許可の基準への適合について

本件申請に係る変更内容は、北海道電力株式会社泊発電所の1号、2号及び3号原子炉施設に関し、以下のとおりである。

3号炉において、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料集合体を取替燃料の一部として装荷する。

これに伴い、燃料取替用水ピットのほう素濃度等を変更するとともに、核燃料物質取扱設備及び使用済燃料貯蔵設備の取扱い及び貯蔵の対象として、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料を追加する。

なお、この変更に伴い、3号炉の「原子炉本体の構造及び設備」のうち、本変更に係る記載を、最新の記載形式に合わせる。

・ 運用性向上の観点から、1号及び2号炉の液体廃棄物処理設備のうち洗浄排水処理系 を3号炉と共用化し、3号炉の液体廃棄物処理設備のうち洗浄排水処理系を1号及び2 号炉と共用化する。

また、1号及び2号炉の固体廃棄物処理設備のドラム缶詰め装置のうちアスファルト 固化装置を3号炉と共用化する。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。) 第24 条第1項第1号(平和利用)

本件申請については、

- ・ 原子炉の使用の目的(商業発電用)を変更するものではないこと
- ・ 発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用 に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこと とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではな いこと
- 海外において再処理を行う場合、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針を変更するものではないこと

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められるとした経済産業大臣の判断は妥当である。

2. 法第24条第1項第2号(計画的遂行) 本件申請については、

- ・ ウラン資源の有効利用を目的とするものであり、「原子力発電を基幹電源に位置付けて、着実に推進していくべき」、また、「使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することを基本的方針とする」とする原子力政策大綱の方針に沿ったものであること
- ・ 発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用 に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこと とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではな く、原子力政策大綱における我が国の核燃料サイクルに対する基本的考え方に沿ったも のであること
- ・ 本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質(ウラン)については、長期購入契約等により計画的に確保することとしており、核燃料物質(プルトニウム)については、使用済 燃料の再処理により回収されるプルトニウムを利用していくとしていること
- ・ 発生する放射性廃棄物については、原子力政策大綱における我が国の放射性廃棄物の 処理・処分に対する基本的考え方に沿って適切に処理・処分するという方針を変更する ものではないこと

から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められるとした経済産業大臣の判断は妥当である。

3. 法第24条第1項第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)

本件申請に係る変更は工事を伴わないことから、工事に要する資金及び調達計画は必要としない。

このことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎については問題ないと認められるとした経済産業大臣の判断は妥当である。